

令和 年 月 日

広島市 区
地域支えあい課 地域支援担当課長

この度は、広島市のがん検診を受診いただき、ありがとうございました。

この通知は、がん検診を受診した結果「精密検査が必要」と判定された方で、精密検査をまだ受けていないと思われる方へお送りしております。

早期のがんは自覚症状がほとんどないため、精密検査を受けないと「がん」であるかどうか分かりません。がんであった場合、早期治療を受ければ、「がん」で死亡するおそれを減少させることができます。まだ精密検査を受けていない場合は、できるだけ早く医療機関をご受診ください。

なお、既に精密検査を受けられた方は、お手数ですが、下記の連絡票にご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送をお願いいたします。ご返送いただいた精密検査結果は、がん検診事業の精度管理向上のために使用いたします。他の目的に使用することはございませんので、ご返送にご協力いただきますようお願いいたします。

お問合せ先

広島市 区地域支えあい課
地域支援第二係
電話 ー

※ 胃がん検診（内視鏡検査）及び乳がん検診については、受診された検診の総合判定日を記載しています。

・・・切り取り線（同封の返信用封筒にてご返送ください。切手は不要です。）・・・

精密検査を受けた年月日 : 令和____年____月____日

精密検査を受けた医療機関 : _____

精密検査を受けた結果 : 以下の該当する箇所へ☑を記入してください。

異常なし がん治療中 がんの疑いまたは未確定

がん以外の疾患（ ） 未受診・その他（ ）

※（ ）内は支障のない範囲でご記入ください。

ふりがな

氏 名: _____

この通知は、がん検診の結果「精密検査が必要」と判定された方で精密検査をまだ受けていないと思われる方へお送りしています。

※事務処理の都合上、すでに受診された方にお送りしている場合がございますことを御了承ください。

あなたは、がん検診の結果、「**がんの可能性がある**」と診断されました。

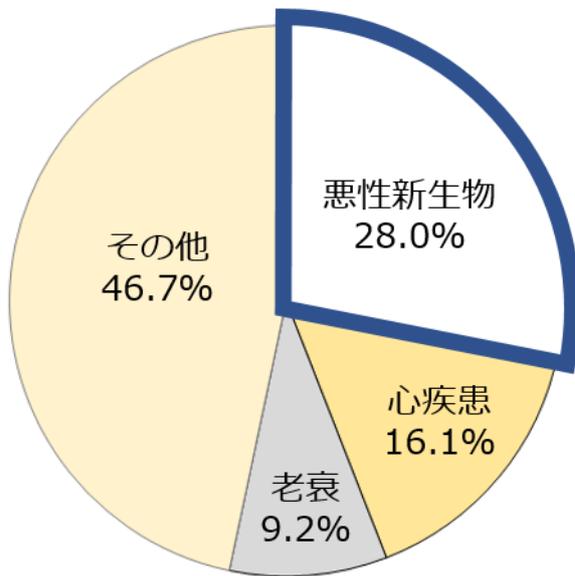
がんは **早期発見** すれば、

9割以上の方が治癒しています。

精密検査をまだ受けていない方は、

必ず医療機関を受診してください。

広島市民の死亡原因



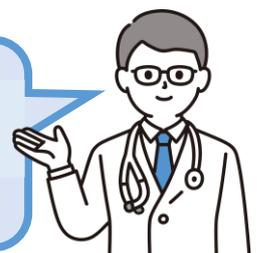
【出典：R3 厚生労働省 人口動態統計】

- ・広島市民の死亡原因のうち、**約3割が悪性新生物**です。
- ・がんで死亡した人のうち、部位別の死亡数では「**肺**」が最も多く、次いで「**大腸**」「**胃**」の順となっています。
- ・全国で年間約2万人の女性が、**子宮頸がん**又は**乳がん**で亡くなられています。

【出典：最新がん統計 がん死亡数の順位（2021）】

【出典：がんの統計2023 公益財団法人がん研究振興財団】

早期のがんは自覚症状がほとんどないため、精密検査を受けないと、**がんであるかどうか分かりません。**



広 保 健 第 1 8 1 号
令 和 6 年 8 月 7 日

一般社団法人広島市医師会
会長 山本 匡 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保健部健康推進課)

がん検診における精密検査結果連絡票の提出に係る周知について（依頼）

盛暑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、がんの早期発見・早期治療による、がん死亡率を減少させることを目的にがん検診を実施し、この目的を達成するため、がん検診の精度管理に取り組んでいます。精度管理の向上のため、検診を受診した結果、「要精密検査」となった受診者の精密検査の結果について、把握に努めているところです。現在、精密検査の受診の有無や結果を把握できていない者の割合（精検未把握率）がいずれのがん検診においても国の目標値を下回っています。

つきましては、別添の依頼について、貴会会員様に送付いただき、周知の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

広島市健康福祉局保健部健康推進課
保健指導係 前川・岡田
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話：082-504-2290
FAX：082-504-2258

令和6年9月6日

医療機関の長 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保健部健康推進課)

がん検診における精密検査結果連絡票の提出について（依頼）

早秋の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、がんを早期に発見し治療に結びつけ、がん死亡率を減少させることを目的にがん検診を実施しています。

また、がん検診の精度管理の向上を目指して、精密検査を受診された方の検査結果を把握するとともに、精密検査を未受診の方へ早期に精密検査を受けていただくよう受診勧奨を実施しております。

つきましては、がん検診の趣旨を御理解いただき、本市が実施するがん検診を受診した結果、当該がん疑いで要精密検査となった方について、別紙を御参照の上、精密検査結果連絡票を御提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、要精密検査となった方の精密検査結果が把握できない場合、各区保健センターより検診実施医療機関へ照会させていただく場合がありますので、御協力の程、重ねてお願い申し上げます。

【お問合せ先】

広島市健康福祉局保健部健康推進課

保健指導係 前川・岡田

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

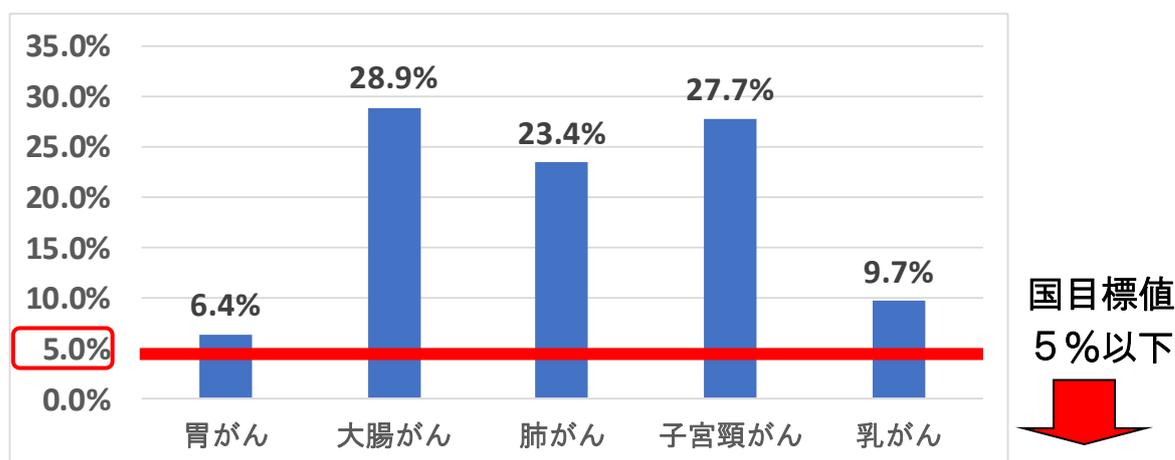
電話：082-504-2290 FAX：082-504-2258

精密検査結果の報告にご協力ください!

- 精密検査の結果は、**がん検診の精度を適切に評価するために非常に重要な情報**です。
- 問診票・結果票の判定結果には、**当該がんを疑う場合にのみ、「要精検」とご記入**ください。
当該がん以外の疾患を疑う場合は、受診者に対し、検査の必要性をご説明いただいた上、本市の問診票・結果票への記載は「精検不要」とし、その他や備考欄等をご活用ください。
- 広島市が実施するがん検診においては、「**広島市がん検診実施要領**」に則り、**必ず精密検査の結果報告を健康推進課に報告**してください。
- 精密検査の結果報告の方法等については、【精密検査結果を広島市に報告していただく対象者と報告方法】及び【検診から精密検査結果報告までの流れ（事務手順）】を御確認ください。

【参考：広島市の精密検査未把握率（R3 時点）】

国の精密検査未把握率の目標値は**5%以下**ですが、広島市は**目標値に達していません**。



※ 精検未把握率＝精検受診の有無や結果の未把握者数／要精検者数×100

ご報告にあたっての個人情報の取り扱いについて

市町村が実施するがん検診の精密検査結果については、個人情報保護法の例外事項として、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供することが認められています。

また、各種がん検診の問診票・結果票には、「この検診は、広島市が実施している事業です。受診結果等を医療機関に照会させていただく場合がありますので、ご了承ください。」と記載しており、これにより、広島市から医療機関に受診結果等を照会することについては、本人から同意を得ております。

以上のことから、本市に精密検査結果をご提供いただくことは、個人情報保護の関係上、問題ありませんので、精密検査結果のご報告にご協力をお願いいたします。

【精密検査結果を広島市に報告していただく対象者と報告方法】

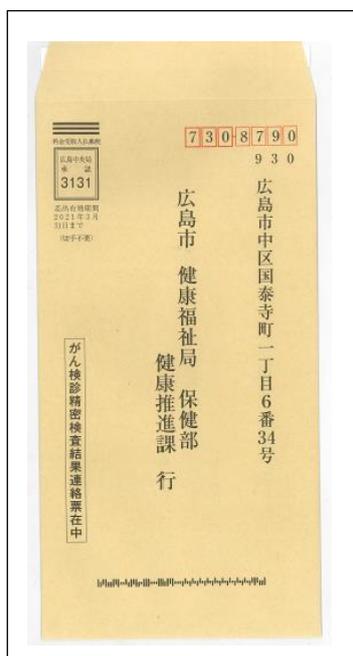
広島市のがん検診（胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診）については、**検診結果が当該がん疑いになった方を要精検としてください。**要精検となった方については、以下の精密検査結果連絡票と専用の返信用封筒を活用し、精密検査結果を広島市健康福祉局保健部健康推進課へご報告くださいますようお願いいたします。

（見本）精密検査結果連絡票（3枚複写様式）

フリガナ		男・女	住 所	広島市	区	町	丁目	3部複写 ① 精密検査実施医療機関 → 検診実施医療機関用
患者氏名								
生年月日	M・T・S・日	年	月	日	(歳)	T E L	職 業	

紹介状		精密検査結果連絡票																													
<p>(精密検査実施医療機関)</p> <p>病院 (医院)</p> <p>担当医 科 様</p> <p>平素から格段の御協力をいただき、ありがとうございます。 この度、広島市からの委託により実施している 検診を行った結果、下記のとおりでしたので、精密検査を保険対応をお願い申し上げます。 なお、結果が判明次第お手数ですが、右の精密検査結果連絡票に御記入の上、3枚複写のうち2枚（①検診実施医療機関用、②健康推進課用（クリーム色））を下記の検診実施医療機関へ送付いただきますようお願い申し上げます。 ※ 広島市では、がん検診要精検者の追跡調査を行い、検診事業の質的向上を図りたいと考えておりますので、趣旨を御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。</p>		<p>1 検査方法</p> <p>2 検査結果</p> <p>ア 異常なし</p> <p>イ がん以外（他臓器からの転移を含む）</p> <p>ウ 腫瘍（大腸がん検診に限る） ①長径10mm以上 ②長径10mm未満</p> <p>エ CIN等（子宮頸がん検診に限る） ①AIS ②CIN3 ③CIN2 ④CIN3又はCIN2のいずれかで区別できない（HSIL） ⑤CIN1</p> <p>オ がんの疑い又は未確定</p> <p>カ がん（他臓器からの転移を含まない）</p> <p>↓ 該当する項目に○を付けてください。</p> <table border="1"> <tr> <td>胃 が ん</td> <td>原発性のがん</td> <td>原発性のがんのうち 早期 が ん</td> <td>早期がんのうち 腸管内がん</td> </tr> <tr> <td>大 腸 が ん</td> <td>原発性のがん</td> <td>原発性のがんのうち 早期 が ん</td> <td>早期がんのうち 転移がん</td> </tr> <tr> <td>肺 が ん (胸部X線検査)</td> <td>原発性のがん</td> <td>原発性のがんのうち 臨床病期 0期-1期</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>肺 が ん (喀痰細胞診)</td> <td>原発性のがん</td> <td>原発性のがんのうち 等或細粒診のみで発見</td> <td>原発性のがんのうち 臨床病期 0期-1期</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>原発性のがん</td> <td>原発性のがんのうち 移行層が1A期のがん</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子宮体がん</td> <td>原発性のがん</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>乳 が ん</td> <td>原発性のがん</td> <td>原発性のがんのうち 早期 が ん</td> <td>早期がんのうち 非受胎がん</td> </tr> </table> <p>3 治療方針</p> <p>ア 特になし</p> <p>イ 経過観察</p> <p>ウ 要治療（通院・入院・手術（ ））・その他（ ）</p> <p>4 偶発症</p> <p>ア 特になし</p> <p>イ 重篤な偶発症 (偶発症による死亡・その他（ ）)</p> <p>令和 年 月 日 上記のとおり実施しました。</p>		胃 が ん	原発性のがん	原発性のがんのうち 早期 が ん	早期がんのうち 腸管内がん	大 腸 が ん	原発性のがん	原発性のがんのうち 早期 が ん	早期がんのうち 転移がん	肺 が ん (胸部X線検査)	原発性のがん	原発性のがんのうち 臨床病期 0期-1期	—	肺 が ん (喀痰細胞診)	原発性のがん	原発性のがんのうち 等或細粒診のみで発見	原発性のがんのうち 臨床病期 0期-1期	子宮頸がん	原発性のがん	原発性のがんのうち 移行層が1A期のがん	—	子宮体がん	原発性のがん	—	—	乳 が ん	原発性のがん	原発性のがんのうち 早期 が ん	早期がんのうち 非受胎がん
胃 が ん	原発性のがん	原発性のがんのうち 早期 が ん	早期がんのうち 腸管内がん																												
大 腸 が ん	原発性のがん	原発性のがんのうち 早期 が ん	早期がんのうち 転移がん																												
肺 が ん (胸部X線検査)	原発性のがん	原発性のがんのうち 臨床病期 0期-1期	—																												
肺 が ん (喀痰細胞診)	原発性のがん	原発性のがんのうち 等或細粒診のみで発見	原発性のがんのうち 臨床病期 0期-1期																												
子宮頸がん	原発性のがん	原発性のがんのうち 移行層が1A期のがん	—																												
子宮体がん	原発性のがん	—	—																												
乳 が ん	原発性のがん	原発性のがんのうち 早期 が ん	早期がんのうち 非受胎がん																												
<p>【検診実施医療機関】</p> <p>所在地 TEL</p> <p>名 称 医師名</p>		<p>【精密検査実施医療機関】</p> <p>所在地 TEL</p> <p>名 称 医師名</p>																													

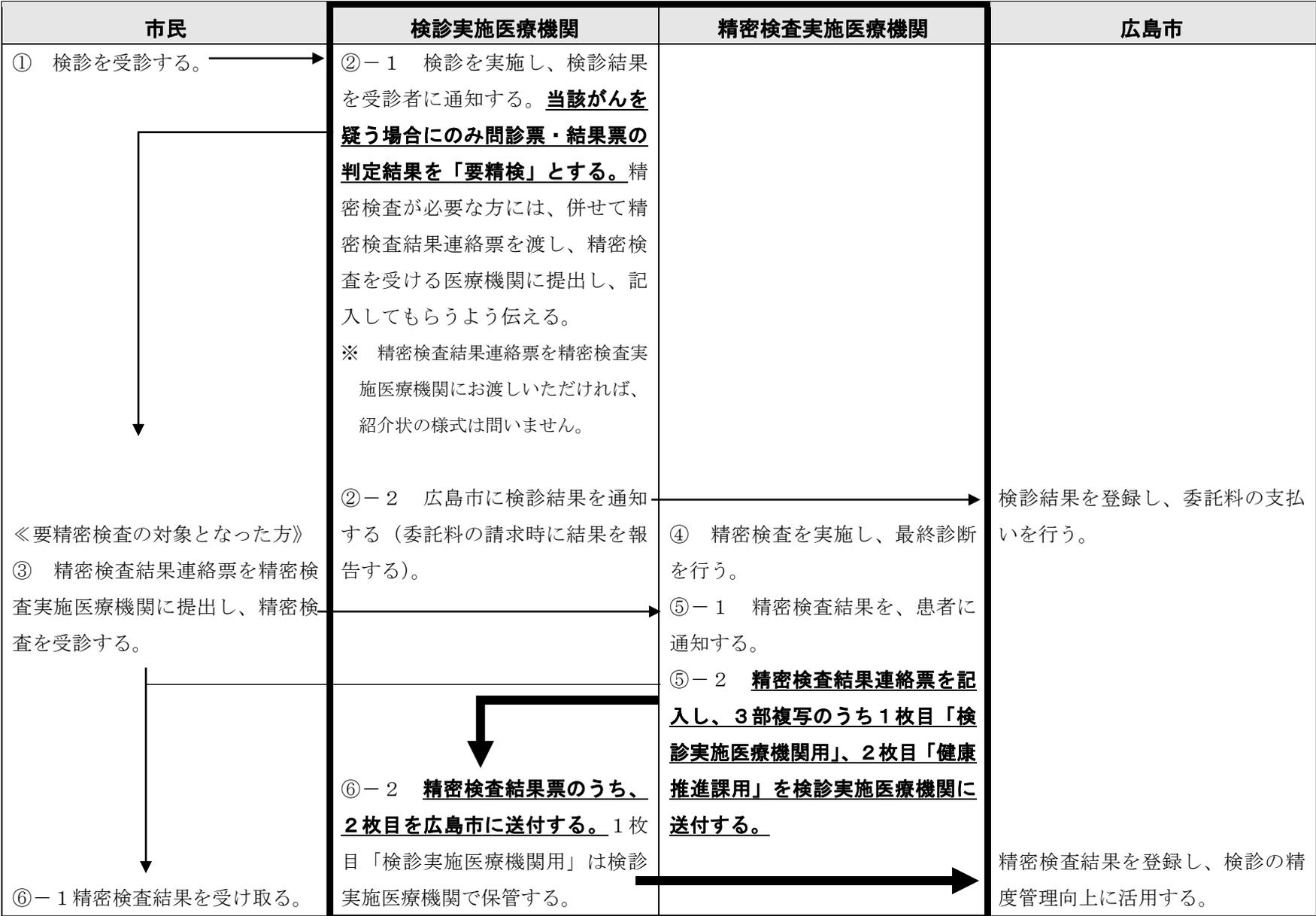
（見本）専用返信用封筒



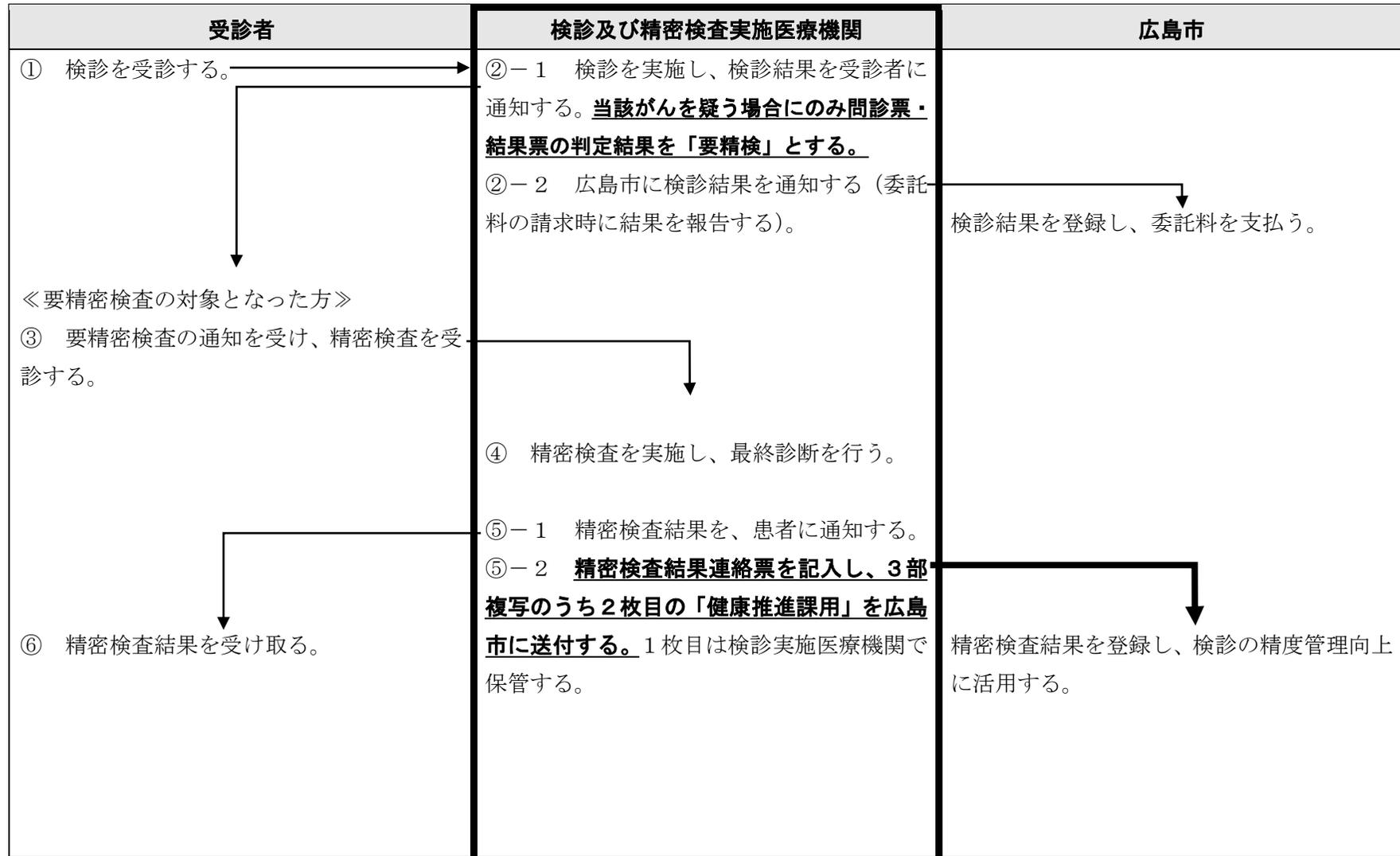
【精密検査結果連絡票と返信用封筒の取り寄せ方法】

- ① 広島市医師会所属の医療機関
→ レタープレス(株)からお取り寄せください。
- ② 安佐医師会、安芸地区医師会所属の医療機関
→ 所属する医師会からお取り寄せください。
- ③ その他の医療機関
→ 広島市健康推進課からお取り寄せください。
【お問合せ先】
健康推進課 082-504-2290

検診から精密検査結果報告までの流れ（事務手順）



検診から精密検査結果報告までの流れ（事務手順）



令和6年度第1回広島市胃内視鏡検査精度管理評価部会

日 時 令和6年8月23日（金）18時30分～20時00分

開催方法 オンライン開催

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 広島市における胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施状況

資料1

(2) 広島市胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施に係る医療機関の登録等について

資料2-1

資料2-2

資料2-3

資料2-4

(3) 問診票・結果票の修正について

資料3

4 閉 会

【事前配付資料】

資料1 広島市における胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施状況

資料2-1 広島市胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施に係る医療機関の登録等について

資料2-2 広島市の胃がん検診における胃内視鏡検査の実施に係る手引きの改定案について

資料2-3 広島市胃がん検診（胃内視鏡検査）における検査医の研修会等の参加状況について
（照会）

資料2-4 広島県市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会（応用編）について（御案内）

資料3 問診票・結果票修正案

別紙1 広島市の胃がん検診における胃内視鏡検査の実施に係る手引き（第6版）（案）

別紙2 様式1：広島市胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施に係る申出書（案）

別紙3 様式6：広島市胃がん検診（胃内視鏡検査）変更届（案）

別紙4 様式2-1：胃がん検診（胃内視鏡検査）に係る同意書（案）

別紙5 胃がん検診（内視鏡検査用）問診票・結果票（A）

参考資料1 広島市の胃がん検診における胃内視鏡検査の実施に係る手引き（第5版）

参考資料2 広島市胃がん検診（胃内視鏡検査）実施登録医療機関における学術講演会等の参加状況について（照会）

参考資料3 令和6年度 広島県市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会（応用編）開催のご案内

広島市がん検診実施要領

1 目的

がんは、早期に発見し治療に結びつけることが、がん予防対策上重要である。このため、がん検診を実施し早期に発見することによって、がんの死亡率を減少させることを目的とする。

2 対象者

市内に居住地を有する者で、次に掲げる者。

ただし、原則として、被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の交付を受けている者及び職域等で検診を受けることができる者は除く。

(1) 胃がん検診

ア 胃部エックス線検査 実施年度に40歳以上の年齢に達する者

イ 胃内視鏡検査 実施年度に50歳以上の年齢に達する者

(2) 子宮頸がん検診 20歳以上の女性

(3) 乳がん検診 実施年度に40歳以上の年齢に達する女性

(4) 肺がん検診 実施年度に40歳以上の年齢に達する者

(5) 大腸がん検診 実施年度に40歳以上の年齢に達する者

3 実施回数

原則として、同一人について1年度に1回行うものとする。ただし、胃がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、原則として、同一人について2年度に1回行うものとする。なお、胃部エックス線検査による胃がん検診については、当分の間、1年度に1回実施するものとする。

4 実施方法

広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会、公益財団法人広島原爆障害対策協議会（以下「原対協」という。）、広島県厚生農業協同組合連合会及び医療機関に委託して、次の方法により実施する。

(1) 胃がん検診

ア 集団検診

原対協が、地域を巡回して実施する。

ただし、集団検診では、胃内視鏡検査を実施しない。

イ 個別検診

医療機関で実施する。

ウ 施設検診

原対協が、広島市健康づくりセンターにおいて実施する。

(2) 子宮頸がん検診

ア 集団検診

原対協が、地域を巡回して実施する。

イ 個別検診

医療機関で実施する。なお、必要に応じて体部細胞診を実施する。

ウ 施設検診

原対協が、広島市健康づくりセンターにおいて実施する。

ただし、毎週の月曜日、水曜日及び金曜日並びに毎月の第3日曜日以外においては行わない。

(3) 乳がん検診

ア 集団検診

原対協が、地域を巡回し、原則として子宮頸がん検診と併せて実施する。

イ 個別検診

医療機関で実施する。医療機関は、読影を他の医療機関に依頼することができる。

ウ 施設検診

原対協が、広島市健康づくりセンターにおいて実施する。

ただし、毎週の土曜日及び日曜日（第3日曜日を除く。）においては行わない。

(4) 肺がん検診

ア 集団検診

原対協が、地域を巡回して実施する。

イ 個別検診

医療機関で実施する。

ウ 施設検診

原対協が、広島市健康づくりセンターにおいて実施する。

(5) 大腸がん検診

ア 集団検診

安佐医師会及び原対協が、地域を巡回して実施する。

イ 個別検診

医療機関で実施する。

ウ 施設検診

原対協が、広島市健康づくりセンターにおいて実施する。

5 広 報

個人通知、市広報紙等により周知する。

なお、個人通知については、次のとおり行うものとする。

(1) 胃がん、肺がん及び大腸がん検診

市内に居住地を有する者のうち、次に掲げる者に通知する。

ただし、胃がん検診については、前年度に胃内視鏡検査を受診した者には通知しない。

ア 40歳（実施年度に40歳の年齢に達する者。以下同じ。）以上59歳以下の者で、国民健康保険被保険者又は国民年金第1号被保険者のいずれかに該当する者

イ 60歳以上の者（被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の交付を受けている者を除く。）

ウ 40歳以上59歳以下の者のうち、国民年金第3号被保険者で、健康推進課が別途定めるファイル（以下「検診登録ファイル」という。）に登録した者

(2) 子宮頸がん検診

市内に居住地を有する者のうち、次に掲げる者に通知する。

ア 20歳以上59歳以下の女性のうち、実施年度末現在の年齢が奇数歳の者で、国民健康保険被保険者又は国民年金第1号被保険者のいずれかに該当する者

イ 60歳以上の女性（被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の交付を受けている者を除く。）で、実施年度末現在の年齢が奇数歳の者

ウ 20歳以上59歳以下の女性のうち、実施年度末現在の年齢が奇数歳の者で、国民年金第3号被保険者で、検診登録ファイルに登録した者

(3) 乳がん検診

市内に居住地を有する者のうち、次に掲げる者に通知する。

ア 40歳以上59歳以下の女性のうち、実施年度末現在の年齢が40歳の者及び奇数歳の者で、国民健康保険被保険者又は国民年金第1号被保険者のいずれかに該当する者

イ 60歳以上の女性（被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の交付を受けている者を除く。）で、実施年度末現在の年齢が奇数歳の者

ウ 40歳以上59歳以下の女性のうち、実施年度末現在の年齢が40歳の者及び奇数歳の者で、国民年金第3号被保険者で、検診登録ファイルに登録した者

6 検診人員の計画

保健センターは、集団検診の1日（検診車1台）の検診人員を、おおむね次のとおりとなるように計画するものとする。なお、原則として、胃がん検診と子宮頸がん及び乳がん検診が合同検診として同一会場かつ同日に実施される場合は、同時受診ができるように計画するものとする。

- (1) 胃がん検診 30人
- (2) 子宮頸がん及び乳がん検診 40人

7 胃がん検診の実施

(1) 検診項目及び各検診項目における留意点

検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとし、受診者が胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする。なお、胃内視鏡検査を選択した受診者に対しては、翌年度に胃がん検診を実施しない。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

(ア) 胃部エックス線撮影は、原則として集団検診及び施設検診は間接撮影とし、個別検診は直接撮影とする。

間接撮影は、10×10cm以上のフィルムを用いるとともに、撮影装置は被曝線量の低減をはかるため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

(イ) 撮影枚数は、最低8枚とする。

(ウ) 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会による「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011年)」を参考にすること。

(エ) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意すること。

(オ) 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行い、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

ウ 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の実施に当たっては、「広島市の胃がん検診における胃内視鏡検査の実施に係る手引き」に基づき実施し、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2017年度版」を参考にすること。

(2) 判定区分

検診の結果に基づく判定は、「精検不要」、「要精検」の区分によるものとする。

なお、胃内視鏡検査については、「要治療」の区分を加えるものとする。

8 子宮頸がん検診の実施

(1) 検診項目及び各検診項目における留意点

検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診を基本とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行うものとする。

問診の結果、最近6か月以内に、不正性器出血（一過性の少量出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施することができる医療機関への受診を勧奨するものとする。ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん検診と併せて引き続き子宮体部の細胞診を行うものとする。

ア 問診

問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経や分娩・妊娠等に関する事項、子宮頸部病変の既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 視診

陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

ウ 子宮頸部及び子宮体部の細胞診（細胞採取の方法）

(ア) 子宮頸部の細胞診については、子宮頸管及び陰部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については、吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に処理（固定等）した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(イ) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師によって行うもの

とする。この場合において、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

- (ウ) 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類するものとする。
なお、検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施するものとする。
- (エ) 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」によって区分するものとする。

エ 内 診

双合診を実施するものとする。

(2) 判定区分

検診の結果に基づく判定は、「精検不要」、「要精検」の区分によるものとする。

9 乳がん検診の実施

(1) 検診項目及び各検診項目における留意点

検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合においては問診とする。）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。問診から総合判定まではおおむね3か月以内に実施する。

ア 質 問（問 診）

質問（問診）に当たっては、現在の症状、月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等を必ず聴取し、かつ、授乳等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

イ 乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

(ア) 乳房エックス線検査に当たっては、日本医学放射線学会の基準を満たす装置を用いて、以下の者が撮影を行う。

- a 日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）の認定を受けた診療放射線技師
- b 精中機構の認定を受けた医師の指導のもとで、診療放射線技師
- c 医師

(イ) 両側乳房について、40歳以上50歳未満の対象者については2方向（内外斜位方向及び頭尾方向）撮影を、50歳以上の対象者については1方向（内外斜位方向）撮影を行う。なお、撮影方向は受診日時点の年齢で判断すること。

(ウ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において二重読影（うち1名は精中機構の認定医師であること。）を行う。過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(2) 判定区分

検診の結果に基づく判定は、「精検不要」、「要精検」の区分によるものとする。

(3) 乳がん予防についての教育

乳がんは、日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり（腫瘍）に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。このため、検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努めるものとする。

(4) 集団検診における医師の立会

検診実施医療機関は、集団検診において医師の立会なく、乳房エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。

ア 検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示する責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、広島市に提出する。なお、広島市が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。

イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

ウ 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。

エ 乳房エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

10 肺がん検診の実施

(1) 検診項目及び各検診項目における留意点

検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合においては問診とする。）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問（問診）の結果、原則として50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上であることが判明した者（過去における喫煙者を含む。）及びアスベスト関連スクリーニングを希望する者に対し行うものとする。また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える。

なお、質問（問診）の結果、最近6か月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

ア 質問（問診）

質問（問診）に当たっては、現在の症状、既往歴、喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診受診状況等を聴取する。

なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

また、アスベスト関連スクリーニングを希望する者には、石綿に関わる作業歴、石綿に曝露した可能性、家族の石綿関連疾病の状況の項目を追加する。

イ 胸部エックス線検査

(ア) 胸部エックス線検査は、結核定期健康診断等において撮影された肺がん検診に適切な胸部エックス線写真を用いた読影とする。ただし、個別検診にあつては、胸部エックス線検査は直接撮影とし、胸部エックス線写真は背腹一方向1枚とする。

(イ) 胸部エックス線写真については、原則として2名以上の医師（うち1名は、十分な経験を有すること。）が読影する。また、その結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

ウ 喀痰細胞診

(ア) 質問（問診）の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、喀痰採取容器を配付し、喀痰を採取する。喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

(イ) 採取した喀痰（細胞）の処理方法は、ホモジナイズ法、粘液融解法又は直接塗抹法により、2枚以上のスライドグラスに擦り合わせ式で塗抹する。また、塗抹面積は、スライドグラス面の3分の2程度とする。

直接塗抹法においては、粘血部、灰白色部等数箇所からピックアップし、擦り合わせ式で塗抹する。

(ウ) 採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(エ) 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師により行うものとする。この場合において、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングするものとする。

(2) 読影、喀痰細胞診及び総合判定

集団検診の場合、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診に基づく総合判定を行うため、検診を受託した機関は判定委員会を設けるものとし、判定委員会の委員は、読影判定医、細胞診担当医等で構成するものとする。

(3) 判定基準

ア 胸部エックス線検査の判定

胸部エックス線検査は、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」に基づき判定する。

イ 喀痰細胞診検査の判定

(ア) 喀痰細胞診検査は、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会）の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分」に基づき判定する。

(イ) アスベスト関連スクリーニングを希望する者のうち、喀痰細胞診検査を実施した者の判定については、石綿小体の存在を確認した場合には要精検「D」とする。

ウ 総合判定

肺がん検診の結果は、問診、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、要精検と精検不要に区分する。

(ア) 胸部エックス線写真の読影の結果、「E」と判定された者、又は喀痰細胞診検査で「D」又は「E」と判定された者は要精検とする。（以下「要精検者」という。）

(イ) 前記（ア）に該当する者以外は、問診等の結果を勘案し精密検査の要否を決定するが、その必要がない場合は精検不要とする。（以下「精検を必要としなかった者」という。）

(ウ) 喀痰細胞診検査で「A」（検体不適）と判定された者については、判定後1か月以内であれば1回に限り、無料で喀痰細胞診の再検査を受けることができるものとする。

(4) 事後管理

肺がん検診の結果に基づく事後管理は、原則として、次により取り扱うものとする。

ア 要精検者

肺がんの診断と治療について専門的な技術を有する医療機関等において、速やかに精密検査を受けるよう勧奨する。

イ 精検を必要としなかった者

喫煙等日常生活上の注意をするとともに、検診後に呼吸器症状等が出現した場合は、医療機関で受診するよう指導する。特に、喀痰細胞診検査の結果「C」と判定された者の指導については十分留意する。

ウ 精密検査の結果等

精密検査の結果、肺がんと診断された者に関しては、治療の状況等について記録の整備を行う。また、精密検査の結果、肺がんが否定された者に関しても、同様に記録の整備に努めるものとする。

(5) 肺がん予防についての教育

保健センターは、肺がん検診受診者に対しては、適宜、禁煙教育の受講勧奨等を行い、正しい知識等の啓蒙に努めるものとする。

(6) 集団検診における医師の立会

原対協は、集団検診において医師の立会なく、胸部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。

ア 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示する責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、広島市に提出する。なお、広島市が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。

イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

ウ 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。

エ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

11 大腸がん検診の実施

(1) 検診項目及び各検診項目における留意点

検診項目は、問診及び便潜血検査二日法とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、これまでの検診の受診状況等を聴取する。

イ 便潜血検査

(ア) ラテックス凝集法等による免疫便潜血検査二日法を行なう。

(イ) 二回目の検体を採取後、即日回収することを原則とし、郵送による検体の回収は原則として行わない。

(ウ) 検体回収後速やかに検査を行うこととするが、速やかな検査が困難な場合は冷蔵保存する。

(2) 判定区分

検診の結果に基づく判定は、問診の結果を参考に、便潜血検査結果により判断し、「精検不要」、「要精検」の区分によるものとする。

12 受診者の費用負担

受診者が負担する費用（以下「受診者負担金」という。）は次に定める額とし、検診実施時に安佐医師会、原対協又は医療機関（以下「検診実施機関」という。）が徴収する。

(1) 胃がん検診

ア 胃部エックス線検査

(ア) 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者、高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者 無 料

(イ) その他の者

- a 集団検診 1, 100円
- b 個別検診 2, 200円
- c 施設検診 1, 100円

イ 胃内視鏡検査

(ア) 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者、高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者 無 料

(イ) その他の者

- a 個別検診 3, 300円
- b 施設検診 2, 200円

(2) 子宮頸がん検診

ア 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者、高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者 無 料

イ その他の者

- (ア) 集団検診（頸部検査） 1, 000円
- (イ) 個別検診
 - a 頸部検査 1, 000円
 - b 頸部・体部検査 1, 800円
- (ウ) 施設検診（頸部検査） 1, 000円

(3) 乳がん検診

ア 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者、高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者 無 料

イ その他の者

- (ア) 集団検診 1, 500円
- (イ) 個別検診 1, 600円
- (ウ) 施設検診 1, 500円

(4) 肺がん検診

ア 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者、高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者 無 料

イ その他の者

- (ア) 集団検診 400円
- (イ) 個別検診
 - a 胸部エックス線検査のみの場合 400円
 - b 胸部エックス線検査及び喀痰細胞診併用の場合 900円
- (ウ) 施設検診
 - a 胸部エックス線検査のみの場合 400円
 - b 胸部エックス線検査及び喀痰細胞診併用の場合 700円

(5) 大腸がん検診

ア 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者、高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者	無 料
イ その他の者	
(ア) 集団検診	400円
(イ) 個別検診	400円
(ウ) 施設検診	400円

13 受診者負担金の免除の確認

受診者負担金が無料となる者の確認は、検診実施機関が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定めるところにより行うものとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号に該当する者及び70歳以上である者
後期高齢者医療被保険者証又は年齢が70歳以上の者であることを証明できるものによって確認するものとする。
- (2) 生活保護世帯に属する者
受診者から受診者負担金の免除の申出があった場合において、「被保護者証明書（緊急時受診用）」等生活保護世帯に属する者であることを証明できるものによって確認するものとする。
- (3) 市民税非課税世帯に属する者
受診者から受診者負担金の免除の申出があった場合において、市民税非課税世帯に属する者である旨の証明書によって確認するものとする。

14 結果通知

- (1) 検診実施機関は、検診の結果について、速やかに直接受診者に知らせるとともに、健康推進課に送付するものとする。
- (2) 検診実施機関は、精密検査結果の把握について努力するとともに、その結果及び保健指導上必要な事項等について健康推進課に通知するものとする。
- (3) 健康推進課は(1)及び(2)の通知を保健センターに送付する。
- (4) 保健センターは、(3)の通知により医療機関において詳しい検査が必要な者又は治療が必要な者に対しては、できるだけ保健師の家庭訪問等により医療機関での受診を指導するものとする。

15 記録の整備

保健センターは、検診の記録として、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診受診状況、精密検査の必要性の有無等の受診結果、精密検査受診の有無及び精密検査の確定診断の結果等を記録するものとする。

また、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

16 判定後の検体の保存

検診実施機関は、画像及び検体並びに検診結果を少なくとも5年間保存するものとする。

17 集団検診の実施計画の作成

原対協及び安佐医師会は、次年度の集団検診実施計画（区別、月別）を毎年1月15日までに健康推進課へ提出の上、その承認を得なければならない。計画を変更し、あるいは中止しようとする場合も同様とする。

なお、集団検診の実施場所、実施時期等の計画作成に当たっては、原対協及び安佐医師会は健康推進課及び保健センター等と十分に調整を図り、対象者の数、距離等の地域の実情を考慮すること。

18 検診登録ファイルの作成

- (1) 健康推進課は、平成14年3月31日時点の国民年金第3号被保険者に、個人通知を希望する者を追加した検診登録ファイルを作成する。
- (2) 保健センターは、個人通知を希望する者について福祉情報システム（保健予防システム

)へ登録を行う。

19 検診登録ファイルへの登録案内

- (1) 健康推進課は、国民健康保険被保険者、国民年金第1号被保険者、検診登録ファイルへの登録者を除く者のうち次に該当する者について、登録案内書を作成し、保健センターに送付する。
 - ア 実施年度に満40歳に達する男性及び20歳に達する女性
 - イ 市外から転入した者で、40歳（実施年度に満40歳に達する者。以下同じ。）以上59歳以下の男性及び20歳以上59歳以下の女性
- (2) 保健センターは、登録案内書を本人に送付する。

20 その他

- (1) 検診実施機関は、検診の精度管理を向上させるため、検診機器の保守点検や整備を行うとともに、検診従事者の資質の向上に努めるものとする。
- (2) 健康推進課は、検診の対象者を保健予防システムで抽出するに当たっては、抽出後の転入、転出、死亡等の未処理が生ずることを認識するものとする。
- (3) 健康推進課は、その他必要な事項が生じた場合、保健センター等に別途通知するものとする。

21 災害救助法の適用を受けた災害により被災した者に係る特例

上記12の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害において被災し、当該世帯の世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた者は、受診者負担金を免除する。

附 則

この要領は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

2 昭和63年4月1日施行の「広島市肺がん検診実施要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成元年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

- 附 則
この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 7 年 1 1 月 1 6 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 3 年 6 月 2 1 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則
この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
- 1 この要領は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 2 5 年 7 月 3 1 日において現にこの要領第 1 2 項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成 2 5 年厚生労働省告示第 1 7 4 号）による生活扶助基準の改正に伴い同年 8 月 1 日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同項の規定を適用する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、平成 2 5 年 8 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準等によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 附 則
- 1 この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 2 6 年 3 月 3 1 日において現にこの要領第 1 2 項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成 2 6 年厚生労働省告示第 1 3 6 号）による生活扶助基準の改正に伴い同年 4 月 1 日に生活保護の停止又は廃止を受けた

者については、同日から平成27年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条の規定を適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準等によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成26年12月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日において現にこの要領第12項の規定の適用を受けていた者であつて、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第227号）による生活扶助基準の改正に伴い同年4月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成28年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準等によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月28日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年9月30日において現にこの要領第12項の規定の適用を受けていた者であつて、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号）による生活扶助基準等の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成31年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準等により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準等によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 令和元年9月30日において現にこの要領第12項の規定の適用を受けていた者であつて、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第66号）による生活扶助基準等の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から令和2年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準等により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準等によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 令和2年9月30日において現にこの要領第12項の規定の適用を受けていた者であつて、生活保護法による保護の基準及び生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第302号)による生活扶助基準等の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から令和3年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準等により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準等によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月6日から施行し、令和3年8月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。